

# 女性部会だより (For you)



渡辺 守央  
資産課税部門  
統括国税調査官



栗山 裕介  
個人課税第1部門  
統括国税調査官



浅井 清貴  
署長



## 1 寄附金

事業に直接関係のない者に  
対して金銭、物品等の贈与を  
した場合、それが寄附金であ  
るか交際費等であるかは個々  
の実態により判断します。金  
銭でした贈与は通常反対給付  
が期待できないので原則とし  
て寄附金とするものとし、次  
のようなものは交際費等に含

まれないものとされています。  
① 社会事業団体、政治団体に  
対する拠金

② 神社の祭礼等の寄贈金

ただし、金銭の支出であつ  
ても、例えば取引への謝礼金  
のような事業に関係のある者  
に支出した場合は交際費等と  
なります。

## 2 修繕費

法人が、修理、改良その他  
いすれの名義をもってするか  
を問わず、その有する固定資  
産について支出する金額で次

に掲げる金額に該当するもの  
は、その支出する日の属する  
事業年度において損金の額に  
算入せず、資本的支出として、  
当該修繕をした固定資産の取  
得価額に算入することとされ  
ています。  
① 当該資産の取得の時に  
通常管理又は修理をす  
るものとした場合に予想さ  
れる当該資産の使用可能期  
間を延長させる部分に対応  
する金額

② 当該資産の取得の時に  
通常管理又は修理をす  
るものとした場合に予想さ  
れる当該資産の価値を増加  
させる部分に対応する金額  
しかし、使用可能期間の延  
長や価値の増加に対応する部  
分の金額の算定は実務上困難  
な場合が多いため、最終的に  
は実質により資本的支出か修  
繕費かを判定することになり  
ます。



## 4 減価償却費

つて、支出する費用が交際費  
等に該当するかどうかは、そ  
の支出目的によって判断する  
こととなります。例えば、得  
意先を接待するためのテーブ  
ルチャージ料、サービス料、  
送迎費、お土産代金、自らの  
飲食代はすべて取引先を接  
待、供応するのに伴って支出  
した費用となるため交際費等  
に該当します。

法人が事業の用に供した車  
両については、減価償却費、

## 3 交際費等

交際費等とは、法人がその  
取引先等に対し、接待、供応、  
慰安、贈答などのために支出  
したものをいいます。したが



# の税トーク! 税務研修会

平成29年12月4日(月)